

◎特別児童扶養手当 障害程度認定基準（第 6 節／肢体の障害）

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	現 行																									
別添 1 特別児童扶養手当 障害程度認定基準 第 6 節 肢体の障害 肢体の障害による障害の程度は、上肢の障害、下肢の障害、体幹の障害及び肢体の機能の障害に区分し、次により認定する。 第 1 上肢の障害 1 認定基準 上肢の障害については、次のとおりである。 <table border="1" data-bbox="134 779 791 1906"> <thead> <tr> <th>障害の程度</th><th>障 害 の 状 態</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">1 級</td><td>両上肢の機能に著しい障害を有するもの</td></tr> <tr> <td>両上肢のすべての指を欠くもの</td></tr> <tr> <td>両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの</td></tr> <tr> <td rowspan="6">2 級</td><td>両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの</td></tr> <tr> <td>両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの</td></tr> <tr> <td>一上肢の機能に著しい障害を有するもの</td></tr> <tr> <td>一上肢のすべての指を欠くもの</td></tr> <tr> <td>一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの</td></tr> <tr> <td><u>身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とするもの</u></td></tr> </tbody> </table>	障害の程度	障 害 の 状 態	1 級	両上肢の機能に著しい障害を有するもの	両上肢のすべての指を欠くもの	両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの	2 級	両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの	両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの	一上肢の機能に著しい障害を有するもの	一上肢のすべての指を欠くもの	一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの	<u>身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とするもの</u>	別添 1 特別児童扶養手当 障害程度認定基準 第 6 節 肢体の障害 肢体の障害による障害の程度は、上肢の障害、下肢の障害、体幹・<u>脊柱</u>の障害及び肢体の機能の障害に区分し、次により認定する。 第 1 上肢の障害 1 認定基準 上肢の障害については、次のとおりである。 <table border="1" data-bbox="821 779 1479 1635"> <thead> <tr> <th>障害の程度</th><th>障 害 の 状 態</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">1 級</td><td>両上肢の機能に著しい障害を有するもの</td></tr> <tr> <td>両上肢のすべての指を欠くもの</td></tr> <tr> <td>両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの</td></tr> <tr> <td rowspan="5">2 級</td><td>両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの</td></tr> <tr> <td>両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの</td></tr> <tr> <td>一上肢の機能に著しい障害を有するもの</td></tr> <tr> <td>一上肢のすべての指を欠くもの</td></tr> <tr> <td>一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの</td></tr> </tbody> </table>	障害の程度	障 害 の 状 態	1 級	両上肢の機能に著しい障害を有するもの	両上肢のすべての指を欠くもの	両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの	2 級	両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの	両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの	一上肢の機能に著しい障害を有するもの	一上肢のすべての指を欠くもの	一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
障害の程度	障 害 の 状 態																									
1 級	両上肢の機能に著しい障害を有するもの																									
	両上肢のすべての指を欠くもの																									
	両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの																									
2 級	両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの																									
	両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの																									
	一上肢の機能に著しい障害を有するもの																									
	一上肢のすべての指を欠くもの																									
	一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの																									
	<u>身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とするもの</u>																									
障害の程度	障 害 の 状 態																									
1 級	両上肢の機能に著しい障害を有するもの																									
	両上肢のすべての指を欠くもの																									
	両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの																									
2 級	両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの																									
	両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの																									
	一上肢の機能に著しい障害を有するもの																									
	一上肢のすべての指を欠くもの																									
	一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの																									

改 正 後	現 行
2 認定要領 上肢の障害は、機能障害、欠損障害に区分する。 (1) 機能障害 ア 「<u>両上肢の機能に著しい障害を有するもの</u>」すなわち「<u>両上肢の用を全く廃したもの</u>」とは、<u>両上肢の3大関節中それぞれ2関節以上の関節が全く用を廃したもの、すなわち、次のいずれかに該当する程度のものをいう。</u> (7) <u>不良肢位で強直しているもの</u> (イ) <u>関節の他動可動域が、別紙「肢体の障害関係の測定方法」による参考可動域の2分の1以下に制限され、かつ、筋力が半減しているもの</u> (ロ) <u>筋力が著減又は消失しているもの</u> なお、認定に当たっては、一上肢のみに障害がある場合に比して日常生活における動作に制約が加わることから、その動作を考慮して総合的に認定する。 イ 「<u>一上肢の機能に著しい障害を有するもの</u>」すなわち「<u>一上肢の用を全く廃したもの</u>」とは、<u>一上肢の3大関節中いずれか2関節以上の関節が全く用を廃したもの、すなわち、次のいずれかに該当する程度のものをいう。</u> (7) <u>不良肢位で強直しているもの</u> (イ) <u>関節の他動可動域が、健側の他動可動域の2分の1以下に制限され、かつ、筋力が半減しているもの</u> (ロ) <u>筋力が著減又は消失しているもの</u> → (削除、キ参照)	2 認定要領 上肢の障害は、機能障害、欠損障害<u>及び変形障害</u>に区分する。 (1) 機能障害 ア 「<u>一上肢の機能に著しい障害を有するもの</u>」すなわち「<u>一上肢の用を全く廃したもの</u>」とは、<u>一上肢の3大関節中いずれか2関節以上の関節が全く用を廃したもの、すなわち、次のいずれかに該当する程度のものをいう。</u> (7) <u>不良肢位で強直しているもの</u> (イ) <u>関節の最大他動可動域が、健側の他動可動域の2分の1以下に制限され、かつ、筋力が半減以下のもの</u> (ロ) <u>筋力が著減又は消失しているもの</u> イ <u>両上肢の用を全く廃した場合には、上肢装具等の補助具を使用しない状態で、日常生活動作において次のような動作を行うことが全くできないものである。</u> (7) <u>さじで食事をする</u> (イ) <u>顔を洗う（顔に手のひらをつける）。</u> (ロ) <u>用便の処置をする（ズボンの前のところに手をやる）。</u> (エ) <u>用便の処置をする（尻のところに手をやる）。</u> (オ) <u>上衣の着脱（かぶりシャツを着て脱ぐ）。</u> (カ) <u>上衣の着脱（ワイシャツを着てボタンをとめる）。</u>

改正後	現 行
ウ 「<u>身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの</u>」とは、<u>両上肢の機能に相当程度の障害を残すもの（例えば、両上肢の3大関節中それぞれ1関節の他動可動域が、別紙「肢体の障害関係の測定方法」による参考可動域の2分の1以下に制限され、かつ、筋力が半減しているもの）をいう。</u> <u>なお、認定に当たっては、一上肢のみに障害がある場合に比して日常生活における動作に制約が加わることから、その動作を考慮して総合的に認定する。</u> エ 「<u>上肢の指の機能に著しい障害を有するもの</u>」すなわち「<u>上肢の指の用を全く廃したもの</u>」とは、<u>指の著しい変形、麻痺による高度の脱力、関節の不良肢位強直、癒痕による指の埋没又は不良肢位拘縮等により、指があってもそれがないのと同程度と同程度の機能障害があるものをいう。</u> オ 「<u>両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの</u>」すなわち「<u>両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の用を全く廃したもの</u>」とは、<u>両上肢のおや指の用を全く廃した程度の障害があり、それに加えて、両上肢のひとさし指又は中指の用を全く廃した程度の障害があり、そのため両手とも指間に物をはさむことはできても、一指を他指に対立させて物をつまむことができない程度の障害をいう。</u> カ 「<u>指の用を廃したもの</u>」とは、次のいずれかに該当するものをいう。 (7) 指の末節骨の長さの2分の1以上を欠くもの (4) 中手指関節（MP）又は近位指節間関節（PIP）（おや指にあっては、指節間関節（IP））に著しい運動障害（<u>他動可動域が健側の他動可動域の2分の1以下に制限されたもの</u>）を残すもの	ウ 「<u>上肢の指の機能に著しい障害を有するもの</u>」すなわち「<u>上肢の指の用を全く廃したもの</u>」とは、<u>指の著しい変形、麻痺による高度の脱力、関節の不良肢位強直、癒痕による指の埋没又は不良肢位拘縮等により、指があってもそれがないのと同程度と同程度の機能障害があるものをいう。</u> エ 「<u>両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの</u>」すなわち「<u>両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の用を全く廃したもの</u>」とは、<u>両上肢のおや指の用を全く廃した程度の障害があり、それに加えて、両上肢のひとさし指又は中指の用を全く廃した程度の障害があり、そのため両手とも指間に物をはさむことはできても、一指を他指に対立させて物をつまむことができない程度の障害をいう。</u> オ 「<u>指の用を廃したもの</u>」とは、次のいずれかに該当するものをいう。 (7) 指の末節骨の長さの2分の1以上を欠くもの (4) 中手指関節（MP）又は近位指節間関節（PIP）（おや指にあっては、指節間関節（IP））に著しい運動障害（<u>自動可動域が健側の自動可動域の2分の1以下に制限されたもの</u>）を残すもの

改正後

現 行

キ 日常生活における動作は、おおむね次のとおりである。

(7) さじで食事をする

(イ) 顔を洗う（顔に手のひらをつける）

(ウ) 用便の処置をする（ズボンの前のところに手をやる）

(エ) 用便の処置をする（尻のところに手をやる）

(オ) 上衣の着脱（かぶりシャツを着て脱ぐ）

(カ) 上衣の着脱（ワイシャツを着てボタンをとめる）

(2) 欠損障害

ア 「上肢の指を欠くもの」とは、基節骨の基部から欠き、その有効長が0のものをいう。

「両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの」とは、必ず両上肢のおや指を基部から欠き、それに加えて、両上肢のひとさし指又は中指を基部から欠くものである。

イ 「指を失ったもの」とは、おや指については、指節間関節（I P）、その他の指については近位指節間関節（P I P）以上で欠くものをいう。

(3) 関節可動域の測定方法、関節の運動及び関節可動域等の評価

測定方法については、別紙「肢体の障害関係の測定方法」による。

ア 関節の運動に関する評価については、各関節の主要な運動を重視し、他の運動については、参考とする。

なお、各関節の主要な運動は次のとおりである。

部 位	主要な運動
肩 関 節	屈曲・外転
肘 関 節	屈曲・伸展
手 関 節	背屈・掌屈
前 腕	回内・回外
手 指	屈曲・伸展

(2) 欠損障害

ア 「上肢の指を欠くもの」とは、基節骨の基部から欠き、その有効長が0のものをいう。

「両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの」とは、必ず両上肢のおや指を基部から欠き、それに加えて、両上肢のひとさし指又は中指を基部から欠くものである。

イ 「指を失ったもの」とは、おや指については、指節間関節（I P）、その他の指については近位指節間関節（P I P）以上で欠くものをいう。

(3) 関節可動域の評価については、各関節の最も主要な運動を重視し、他の運動については、参考とする。

改 正 後	現 行																			
イ 関節可動域の評価は、原則として、健側の関節可動域と比較して患側の障害の程度を評価する。 ただし、両側に障害を有する場合にあっては、別紙「肢体の障害関係の測定方法」による参考可動域を参考とする。 ウ 各関節の評価に当たっては、単に関節可動域のみでなく、次の諸点を考慮した上で評価する。 (ア) 筋力 (イ) 巧緻性 (ウ) 速さ (エ) 耐久性 <u>なお、他動可動域による評価が適切ではないもの（例えば、末梢神経損傷を原因として関節を可動させる筋が弛緩性の麻痺となっているもの）については、上記諸点を考慮し、日常生活における動作の状態から上肢の障害を総合的に認定する。</u> (4) 人工骨頭又は人工関節をそう入置換したものについて、両上肢の3大関節のうち、4関節以上に人口骨頭又は人工関節をそう入置換したものは、原則として2級と認定する。 第2 下肢の障害 1 認定基準 下肢の障害については、次のとおりである。	(4) 関節可動域の評価は、原則として、健側の関節可動域と比較して患側の障害の程度を評価する。 ただし、両側に障害を有する場合にあっては、別紙「肢体の障害関係の測定方法」による参考可動域を参考とする。 (5) <u>関節可動域</u>の評価に当たっては、単に<u>関節運動域</u>のみではなく、次の諸点を考慮した上で評価する。 ア 筋力 イ 巧緻性 ウ <u>速度</u> エ 耐久性 (6) 人工骨頭又は人工関節をそう入置換したものについて、両上肢の3大関節のうち、4関節以上に人口骨頭又は人工関節をそう入置換したものは、原則として2級と認定する。 第2 下肢の障害 1 認定基準 下肢の障害については、次のとおりである。																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>障害の程度</th><th>障 害 の 程 度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1 級</td><td>両下肢の機能に著しい障害を有するもの</td></tr> <tr> <td>両下肢を足関節以上で欠くもの</td></tr> <tr> <td rowspan="4">2 級</td><td>両下肢のすべての指を欠くもの</td></tr> <tr> <td>一下肢の機能に著しい障害を有するもの</td></tr> <tr> <td>一下肢を足関節以上で欠くもの</td></tr> <tr> <td><u>身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの</u></td></tr> </tbody> </table>	障害の程度	障 害 の 程 度	1 級	両下肢の機能に著しい障害を有するもの	両下肢を足関節以上で欠くもの	2 級	両下肢のすべての指を欠くもの	一下肢の機能に著しい障害を有するもの	一下肢を足関節以上で欠くもの	<u>身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>障害の程度</th><th>障 害 の 状 態</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1 級</td><td>両下肢の機能に著しい障害を有するもの</td></tr> <tr> <td>両下肢を足関節以上で欠くもの</td></tr> <tr> <td rowspan="3">2 級</td><td>両下肢のすべての指を欠くもの</td></tr> <tr> <td>一下肢の機能に著しい障害を有するもの</td></tr> <tr> <td>一下肢を足関節以上で欠くもの</td></tr> </tbody> </table>	障害の程度	障 害 の 状 態	1 級	両下肢の機能に著しい障害を有するもの	両下肢を足関節以上で欠くもの	2 級	両下肢のすべての指を欠くもの	一下肢の機能に著しい障害を有するもの	一下肢を足関節以上で欠くもの
障害の程度	障 害 の 程 度																			
1 級	両下肢の機能に著しい障害を有するもの																			
	両下肢を足関節以上で欠くもの																			
2 級	両下肢のすべての指を欠くもの																			
	一下肢の機能に著しい障害を有するもの																			
	一下肢を足関節以上で欠くもの																			
	<u>身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの</u>																			
障害の程度	障 害 の 状 態																			
1 級	両下肢の機能に著しい障害を有するもの																			
	両下肢を足関節以上で欠くもの																			
2 級	両下肢のすべての指を欠くもの																			
	一下肢の機能に著しい障害を有するもの																			
	一下肢を足関節以上で欠くもの																			

改 正 後	現 行
2 認定要領 下肢の障害は、機能障害、欠損障害に区分する (1) 機能障害 ア 「<u>両下肢の機能に著しい障害を有するもの</u>」すなわち「<u>両下肢の用を全く廃したもの</u>」とは、<u>両下肢の3大関節中それぞれ2関節以上の関節が全く用を廃したもの、すなわち、次のいずれかに該当する程度のものをいう。</u> (イ) <u>不良肢位で強直しているもの</u> (イ) <u>関節の他動可動域が、別紙「肢体の障害関係の測定方法」による参考可動域の2分の1以下に制限され、かつ、筋力が半減しているもの</u> (ウ) <u>筋力が著減又は消失しているもの</u> ただし、<u>両下肢それぞれの膝関節のみが100度屈曲位の強直である場合のように、両下肢の3大関節中単に1関節の用を全く廃するにすぎない場合であっても、その両下肢を歩行時に使用することができない場合には、「両下肢の用を全く廃したもの」と認定する。</u> なお、認定に当たっては、<u>一下肢のみに障害がある場合に比して日常生活における動作に制約が加わることから、その動作を考慮して総合的に認定する。</u> イ 「<u>一下肢の機能に著しい障害を有するもの</u>」すなわち「<u>一下肢の用を全く廃したもの</u>」とは、<u>一下肢の3大関節中いずれか2関節以上の関節が全く用を廃したもの、すなわち、次のいずれかに該当する程度のものをいう。</u> (イ) <u>不良肢位で強直しているもの</u> (イ) <u>関節の可動域が、健側の他動可動域の2分の1以下に制限され、かつ、筋力が半減しているもの</u> (ウ) <u>筋力が著減又は消失しているもの</u> ただし、<u>膝関節のみが100度屈曲位の強直である場合のように、単に1関節の用を全く廃するにすぎない場合であっても、その下肢を歩行時に使用することができない場合には、「一下肢の用を全く廃したもの」と認定する。</u>	2 認定要領 下肢の障害は、機能障害、欠損障害に区分する (1) 機能障害 ア 「<u>一下肢の機能に著しい障害を有するもの</u>」すなわち「<u>一下肢の用を全く廃したもの</u>」とは、<u>一下肢の3大関節中いずれか2関節以上の関節が全く用を廃したもの、すなわち、次のいずれかに該当する程度のものをいう。</u> (イ) <u>不良肢位で強直しているもの</u> (イ) <u>関節の最大可動域が、健側の他動可動域の2分の1以下に制限され、かつ、筋力が半減以下のもの</u> (ウ) <u>筋力が著減又は消失しているもの</u> ただし、<u>膝関節のみが100度屈位の強直である場合のように単に1関節の用を全く廃するにすぎない場合であっても、その下肢を歩行時に使用することができない場合及び一側下肢長が他側下肢長の4分の1以上短縮している場合には、「一下肢の用を全く廃したもの」と認定する。</u>

改正後	現 行
→ <u>(削除、オ参照)</u> ウ 「<u>身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの</u>」とは、<u>両下肢の機能に相当程度の障害を残すもの（例えば、両下肢の3大関節中それぞれ1関節の他動可動域が、別紙「肢体の障害関係の測定方法」による参考可動域の2分の1以下に制限され、かつ、筋力が半減しているもの）をいう。</u> なお、認定に当たっては、<u>一下肢のみに障害がある場合に比して日常生活における動作に制約が加わることから、その動作を考慮して総合的に認定する。</u> エ 「<u>関節の用を廃したもの</u>」とは、<u>関節の他動可動域が健側の他動可動域の2分の1以下に制限されたもの又はこれと同程度の障害を残すもの（例えば、常時（起床より就寝まで）固定装具を必要とする程度の動揺関節）をいう。</u> オ <u>日常生活における動作は、おおむね次のとおりである。</u> <u>(7) 片足で立つ</u> <u>(イ) 歩く（屋内）</u> <u>(ロ) 歩く（屋外）</u> <u>(エ) 立ち上がる</u> <u>(オ) 階段を上る</u> <u>(カ) 階段を下りる</u> (2) 欠損障害 ア 「<u>足関節以上で欠くもの</u>」とは、<u>ショパール関節以上で欠くものをいう。</u> イ 「<u>趾を欠くもの</u>」とは、<u>中足趾節関節（MP）から欠くものをいう。</u>	イ <u>両下肢の用を全く廃した場合には、杖、松葉杖、下肢装具等の補助具を使用しない状態で、日常生活動作において次のような動作を行うことが全くできないものである。</u> <u>(7) 立ち上がる</u> <u>(イ) 歩く</u> <u>(ロ) 片足で立つ</u> <u>(エ) 階段を登る</u> <u>(カ) 階段を下りる</u> ウ 「<u>関節の用を廃したもの</u>」とは、<u>関節の自動可動域が健側の自動可動域の2分の1以下に制限されたもの又はこれと同程度の障害を残すもの（例えば、常時固定装具を必要とする程度の動揺関節）をいう。</u> (2) 欠損障害 ア 「<u>一下肢を足関節以上で欠くもの</u>」とは、<u>ショパール関節以上で欠くものをいう。</u> イ 「<u>趾を欠くもの</u>」とは、<u>中足趾節関節（MP）から欠くものをいう。</u>

改正後	現 行										
(3) <u>関節可動域の測定方法、関節の運動及び関節可動域等の評価</u> 測定方法については、別紙「<u>肢体の障害関係の測定方法</u>」による。 ア <u>関節の運動に関する評価</u>については、各関節の<u>主要な運動を重視し、他の運動については、参考とする。</u> なお、<u>各関節の主要な運動は次のとおりである。</u> <table border="1" data-bbox="252 667 762 1055"> <tr> <th>部 位</th><th>主要な運動</th></tr> <tr> <td>股 関 節</td><td>屈曲・伸展</td></tr> <tr> <td>膝 関 節</td><td>屈曲・伸展</td></tr> <tr> <td>足 関 節</td><td>背屈・底屈</td></tr> <tr> <td>足 指</td><td>屈曲・伸展</td></tr> </table> イ 関節可動域の評価は、原則として、健側の関節可動域と比較して患側の障害の程度を評価する。 ただし、<u>両側に障害を有する場合にあっては、別紙「肢体の障害関係の測定方法」による参考可動域を参考とする。</u> ウ <u>各関節の評価に当たっては、単に関節可動域のみでなく、次の諸点を考慮した上で評価する。</u> (ア) 筋力 (イ) 巧緻性 (ウ) 速さ (エ) 耐久性 なお、<u>他動可動域による評価が適切ではないもの（例えば、末梢神経損傷を原因として関節を可動させる筋が弛緩性の麻痺となっているもの）については、上記諸点を考慮し、日常生活における動作の状態から下肢の障害を総合的に認定する。</u> (4) <u>人工骨頭又は人工関節をそう入置換したものについて、両下肢の3大関節のうち、4関節以上に人口骨頭又は人工関節をそう入置換したものは、原則として2級と認定する。</u>	部 位	主要な運動	股 関 節	屈曲・伸展	膝 関 節	屈曲・伸展	足 関 節	背屈・底屈	足 指	屈曲・伸展	(3) <u>関節可動域の評価</u>については、各関節の<u>最も主要な運動を重視し、他の運動について参考とする。</u> (4) 関節可動域の評価は、原則として、健側の関節可動域と比較して患側の障害の程度を評価する。 (5) <u>関節可動域の評価に当たっては、単に関節可動域のみでなく、次の諸点を考慮した上で評価する。</u> ア 筋力 イ 巧緻性 ウ 速度 エ 耐久性 (6) <u>人工骨頭又は人工関節をそう入置換したものについて、両下肢の3大関節のうち、4関節以上に人口骨頭又は人工関節をそう入置換したものは、原則として2級と認定する。</u>
部 位	主要な運動										
股 関 節	屈曲・伸展										
膝 関 節	屈曲・伸展										
足 関 節	背屈・底屈										
足 指	屈曲・伸展										

改 正 後	現 行																
第3 体幹の障害 1 認定基準 体幹の障害については、次のとおりである。 <table border="1" data-bbox="137 472 791 1323"> <tr> <th>障害の程度</th><th>障 害 の 状 態</th></tr> <tr> <td rowspan="2">1 級</td><td>体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの</td></tr> <tr> <td>身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの</td></tr> <tr> <td rowspan="2">2 級</td><td>体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの</td></tr> <tr> <td>身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの</td></tr> </table> 2 認定要領 (i) 体幹の障害 体幹の機能障害は、高度体幹麻痺を後遺した脊髄性小児麻痺、脳性麻痺等によって生じるものである。 ア 「体幹の機能に座っていることができない程度の障害を有するもの」とは、腰掛、正座、あぐら、横すわりのいずれもができないものをいい、「体幹の機能に立ち上がることができない程度の障害を有するもの」とは、臥位又は坐位から自力のみで立ち上がれず、他人、柱、杖、その他の器物の介護又は補助によりはじめて立ち上がることができる程度の障害をいう。 イ 「体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの」とは、室内においては、杖、松葉杖、その他の補助用具を必要とせず、起立移動が可能であるが、野外ではこれらの補助用具の助けをかりる必要がある程度の障害をいう。	障害の程度	障 害 の 状 態	1 級	体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの	身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの	2 級	体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの	身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの	第3 体幹の障害 1 認定基準 体幹の障害については、次のとおりである。 <table border="1" data-bbox="823 472 1477 1323"> <tr> <th>障害の程度</th><th>障 害 の 状 態</th></tr> <tr> <td rowspan="2">1 級</td><td>体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの</td></tr> <tr> <td>身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの</td></tr> <tr> <td rowspan="2">2 級</td><td>体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの</td></tr> <tr> <td>身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの</td></tr> </table> 2 認定要領 (1) 体幹の障害 体幹の機能障害は、高度体幹麻痺を後遺した脊髄性小児麻痺、脳性麻痺等によって生ずるものである。 ア 「体幹の機能に座っていることができない程度の障害を有するもの」とは、腰掛、正座、あぐら、横すわりのいずれもができないものをいい、「体幹の機能に立ち上がることができない程度の障害を有するもの」とは、臥位又は坐位から自力のみで立ち上がれず、他人、柱、杖、その他の器物の介護又は補助によりはじめて立ち上がることができる程度の障害をいう。 イ 「体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの」とは、室内においては、杖、松葉杖、その他の補助用具を必要とせず、起立移動が可能であるが、野外ではこれらの補助用具の助けをかりる必要がある程度の障害をいう。	障害の程度	障 害 の 状 態	1 級	体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの	身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの	2 級	体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの	身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
障害の程度	障 害 の 状 態																
1 級	体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの																
	身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの																
2 級	体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの																
	身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの																
障害の程度	障 害 の 状 態																
1 級	体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの																
	身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの																
2 級	体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの																
	身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの																

改正後	現 行												
第4 肢体の機能障害 1 認定基準 肢体の機能の障害については、次のとおりである。 <table border="1" data-bbox="140 472 794 1055"> <tr> <th>障害の程度</th><th>障 害 の 状 態</th></tr> <tr> <td>1 級</td><td>身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの</td></tr> <tr> <td>2 級</td><td>身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの</td></tr> </table> 2 認定要領 (1) <u>肢体の障害が上肢及び下肢などの広範囲にわたる障害（脳血管障害、脊髄損傷等の脊髄の器質障害、進行性筋ジストロフィー等）の場合には、本節「第1 上肢の障害」、「第2 下肢の障害」及び「第3 体幹の障害」に示したそれぞれの認定基準と認定要領によらず、「第4 肢体の機能の障害」として認定する。</u> (2) <u>肢体の機能の障害の程度は、関節可動域、筋力、巧緻性、速さ、耐久性を考慮し、日常生活における動作の状態から身体機能を総合的に認定する。</u> <u>なお、他動可動域による評価が適切ではないもの（例えば、末梢神経損傷を原因として関節を可動させる筋が弛緩性の麻痺となっているもの）については、筋力、巧緻性、速さ、耐久性を考慮し、日常生活における動作の状態から身体機能を総合的に認定する。</u>	障害の程度	障 害 の 状 態	1 級	身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの	2 級	身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの	第4 肢体の機能障害 1 認定基準 肢体の機能の障害については、次のとおりである。 <table border="1" data-bbox="826 472 1481 1055"> <tr> <th>障害の程度</th><th>障 害 の 状 態</th></tr> <tr> <td>1 級</td><td>身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの</td></tr> <tr> <td>2 級</td><td>身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの</td></tr> </table> 2 認定要領 (1) <u>肢体の機能の障害は、原則として、「第1 上肢の障害」、「第2 下肢の障害」及び「第3 体幹の障害」に示した認定要領に基づいて認定を行うが、脳卒中等の脳の器質障害、脊髄損傷などの脊髄の器質障害、多発性関節リウマチ、進行性筋ジストロフィーなどの多発性障害の場合には、関節個々の機能による認定によらず関節可動域、筋力、日常生活動作等の身体機能を総合的に認定する。</u> (2) <u>肢体の機能の障害の程度は、運動可動域のみでなく、筋力、運動の巧緻性、速度、耐久性及び日常生活動作の状態から総合的に認定を行うが、各等級等に相当すると認められるものを一部例示すると次のとおりである。</u>	障害の程度	障 害 の 状 態	1 級	身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの	2 級	身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
障害の程度	障 害 の 状 態												
1 級	身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの												
2 級	身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの												
障害の程度	障 害 の 状 態												
1 級	身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの												
2 級	身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの												

改 正 後

現 行

(3) 各等級に相当すると認められるものを一部例示すると次のとおりである。

障害の程度	障 害 の 状 態
1 級	1 一上肢及び一下肢の用を全く廃したもの 2 四肢の機能に相当程度の障害を残すもの
2 級	1 一上肢及び一下肢の機能に相当程度の障害を残すもの 2 四肢に機能障害を残すもの

(注) 肢体の機能の障害が両上肢、一上肢、両下肢、一下肢、体幹の範囲内に限られている場合には、それぞれの認定基準と認定要領によって認定すること。

なお、肢体の機能の障害が上肢及び下肢の広範囲にわたる場合であって、上肢と下肢の障害の状況が相違する場合には、障害の重い肢で障害の程度を判断し、認定すること。

(4) 日常生活における動作と身体機能との関連は、厳密に区別することができないが、おおむね次のとおりである。

ア 手指の機能

- (7) つまむ（新聞紙が引き抜けない程度）
- (イ) 握る（丸めた週刊誌が引き抜けない程度）
- (ウ) タオルを絞る（水がきれる程度）
- (エ) ひもを結ぶ

イ 上肢の機能

- (7) さじで食事をする
- (イ) 顔を洗う（顔に手のひらをつける）
- (ウ) 用便の処置をする（ズボンの前のところに手をやる）
- (エ) 用便の処置をする（尻のところに手をやる）
- (オ) 上衣の着脱（かぶりシャツを着て脱ぐ）
- (カ) 上衣の着脱（ワイシャツを着てボタンをとめる）

障害の程度	障 害 の 状 態
1 級	1 両上肢の用を全く廃したもの 2 両下肢の用を全く廃したもの 3 一上肢及び一下肢の用を全く廃したもの 4 四肢の機能に相当程度の障害を残すもの
2 級	1 両上肢の機能に相当程度の障害を残すもの 2 両下肢の機能に相当程度の障害を残すもの 3 一上肢及び一下肢の機能に相当程度の障害を残すもの 4 四肢の機能に障害を残すもの

(3) 日常生活動作と身体機能との関連は、厳密に区別することができないが、おおむね次のとおりである。

ア 手指の機能

- (7) つまむ（新聞紙が引き抜けない程度）
- (イ) 握る（丸めた週刊誌が引き抜けない程度）
- (ウ) タオルを絞る（水がきれる程度）
- (エ) ひもを結ぶ

イ 上肢の機能

- (7) さじで食事をする
- (イ) 顔を洗う（顔に手のひらをつける）
- (ウ) 用便の処置をする（ズボンの前のところに手をやる）
- (エ) 用便の処置をする（尻のところに手をやる）
- (オ) 上衣の着脱（かぶりシャツを着て脱ぐ）
- (カ) 上衣の着脱（ワイシャツを着てボタンをとめる）

改正後	現 行
ウ 下肢の機能 <u>(7) 片足で立つ</u> <u>(イ) 歩く（屋内）</u> <u>(ロ) 歩く（屋外）</u> <u>(エ) 立ち上がる</u> <u>(オ) 階段を上る</u> <u>(カ) 階段を下りる</u> <u>なお、手指の機能と上肢の機能とは、切り離して評価することなく、手指の機能は、上肢の機能の一部として取り扱う。</u> <u>(5) 身体機能の障害の程度と日常生活における動作の障害との関係を参考として示すと、次のとおりである。</u> ア 「用を全く廃したもの」とは、日常生活における動作のすべてが「一人で全くできない場合」又はこれに近い状態をいう。 イ 「機能に相当程度の障害を残すもの」とは、日常生活における動作の多くが「一人で全くできない場合」又は日常生活における動作のほとんどが「一人でできるが非常に不自由な場合」をいう。 ウ 「機能障害を残すもの」とは、日常生活における動作の一部が「一人で全くできない場合」又はほとんどが「一人でできてもやや不自由な場合」をいう。 → ((4)のウのなお書きへ移動)	ウ 下肢の機能 <u>(7) 立ち上がる</u> <u>(イ) 歩く</u> <u>(ロ) 片足で立つ</u> <u>(エ) 階段を登る</u> <u>(オ) 階段を降りる</u> <u>(4) 身体機能の障害の程度と日常生活動作の障害との関係を参考として示すと、次のとおりである。</u> ア 「用を全く廃したもの」とは、日常生活動作のすべてが「一人で全くできない場合」又はこれに近い状態をいう。 イ 「機能に相当程度の障害を残すもの」とは、日常生活動作の多くが「一人で全くできない場合」又は日常生活動作のほとんどが「一人でできるが非常に不自由な場合」をいう。 <u>(5) 手指の機能と上肢の機能とは、切り離して評価することなく、手指の機能は、上肢の機能の一部として取り扱う。</u>